

法定税の超過課税・法定外税の 実施状況について

— 第2回 新たな財源検討委員会資料 —

目 次

I .法定税の超過課税の実施状況	• • • • •	1
II .法定外税の実施状況		
(1) 法定外税目的税	• • • • •	4
(2) 法定外税普通税	• • • • •	11

I. 法定税の超過課税の実施状況

団 体 名	大分県 別府市	北海道 釧路市
税 目 名 (種 別)	入湯税 (目的税)	入湯税 (目的税)
納 税 義 務 者	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客
課 税 免 除 等	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・修学旅行を目的とする高等学校以下の団体客 ・上記以外に市長が特に必要があると認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生及び就学前である者 ・共同浴場又は一般公衆浴場及びこれらに類する浴場に入湯する者
徴 収 方 法	鉱泉浴場の経営者	鉱泉浴場の経営者
税 率 (改正前の金額)	宿泊料金又は飲食料金、1人1日 ・1,500円以上2,000円以下 50円 (50円) ・2,001円以上4,500円以下 100円 (100円) ・4,501円以上6,000円以下 150円 (150円) ・6,001円以上50,000円以下 250円 (150円) ・50,001円以上 500円 (150円) 娯楽施設を有する場所 (日帰り) 40円 (40円) *4区分→6区分 長期滞在者又は療養者 上記の半額	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の宿泊客 (下記を除く) 1人1泊 250円 (150円) ・国際観光ホテル整備法上の登録ホテル 旅館以外の一般の宿泊客 1人1泊 150円 (-) ・一般の日帰り客 1人1日 90円 (90円) ・修学旅行の学生 1人1泊 70円 (70円) (10人以上の団体) ・修学旅行の学生 1人1日 40円 (40円) (10人以上の団体で日帰り)
収 入 額 (見 込)	見込額 482,876千円 (内、超過分 153,787千円)	162,731千円 (平成29年度)
超 過 分 使 途	現在、審議会において検討中	阿寒湖温泉で実施する観光振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国際観光地環境整備事業 観光動線の整備、案内板設置、まちなかアート導入 等 ・おもてなし事業 まりも家族コインの発行、まりむ号の運行、トイレ整備等
超 過 課 税 期	平成31年4月1日～ (5年間)	平成27年4月1日～ (10年間)
会 計	引上げ分を基金に積み立て	引上げ分を基金に積み立て (釧路市観光振興臨時基金)

団 体 名	三重県 桑名市	大阪府 箕面市
税 目 名 (種 別)	入湯税 (目的税)	入湯税 (目的税)
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯客
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> • 年齢12歳未満の者 • 共同浴場又は一般公衆浴場及びこれらに類する浴場に入湯する者 • 学校の行事として行われる修学旅行の生徒 	<ul style="list-style-type: none"> • 年齢12歳未満の者 • 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
徴 収 方 法	鉱泉浴場の経営者	鉱泉浴場の経営者
税 率 (改正前の金額)	1人1日 ・ホテル又は旅館及びこれに類する施設利用者 210円 ・国民宿舎、寮、保養所及びこれに類する施設利用者 150円 ・上記以外の施設利用者 (日帰り) 60円	1人1日につき ・宿泊し入湯する者 200円 (150円) ・宿泊せず入湯する者 75円 ・修学のための団体の生徒又は学生上記のそれぞれ半額
収 入 額 (見 込)	71,288千円 (平成29年度)	75,149千円 (平成29年度)
超過分使途	標準税率分と合わせ、観光、環境、消防施設等の費用に充当	標準税率分と合わせ、観光、環境、消防施設等の費用に充当
超 過 課 税 実 施 時 期	昭和53年より実施 (旧 長島町) 平成16年合併後、5年間は現行税率とし、その後全市で実施	平成28年6月1日～
会 計	一般会計	一般会計

団 体 名	岡山県 美作市	大分県
税 目 名 (種 別)	入湯税 (目的税)	森林環境税
納税義務者	鉱泉浴場の入湯客	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に住所・家屋敷等がある個人 ・県内に事務所・事業所を有する法人等
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・負傷又は疾病の療養を目的とした長期入湯客 (要診断書) ・日帰り客の利用に供される施設に千円未満の利用料金で入湯する者 ・修学旅行、体育大会等の行事に参加中の学生、生徒又は児童で所属学校の長が発行する証明書類を有する者 ・福祉施設等における入湯者 	住民税非課税者
徴 収 方 法	鉱泉浴場の経営者	県民税均等割に加算して徴収
税 率 (改正前の金額)	1人1日 200円 (150円)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 年額 500円 ・法人 年額 法人県民税均等割額の5% (1,000円~4,000円)
収 入 額 (見 込)	44,762千円 (平成28年度)	320,000千円 (単年度) 315,240千円 (平成28年度基金繰入額)
超過分使途	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税率分と合わせ、観光、環境、消防施設等の費用に充当 ・徴収した入湯税の50%を施設のある観光協会に還元 	<p>テーマに沿い、荒廃した森林の整備や再造林の推進、木材の需要拡大、県民が自ら提案し実行する森林づくりの支援、森林ボランティア活動の推進等の事業を実施</p> <p>【第3期 (H28から5年間) のテーマ】 自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃森林の整備、里山林の保全と利活用、森林資源の需要拡大、森林環境教育の促進 等
超 過 課 税 実 施 時 期	平成17年5町1村の合併に伴い実施 旧美作町では合併前、入湯税150円、入湯料50円を徴収	平成28年4月1日~ (5年間)
会 計	一般会計	森林環境保全基金に積み立て

Ⅱ. 法定外税の実施状況

(1) 目的税

課税団体	東京都	大阪府
税目名 (種別)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の復興を図る施策に要する費用に充てるため
課税客体	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル、旅館、簡易宿所及び特区民泊及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設(民泊)における宿泊
課税標準	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊及び民泊における宿泊数
納税義務者	ホテル又は旅館の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊及び民泊における宿泊者
課税免除等	宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊	宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル又は旅館の経営者)	特別徴収(特別徴収義務者:ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設の経営者)
税率	1人1泊について <ul style="list-style-type: none"> 10,000円以上15,000円未満 100円 15,000円以上 200円 	1人1泊について <ul style="list-style-type: none"> 10,000円以上15,000円未満 100円 15,000円以上20,000円未満 200円 20,000円以上 300円
収入額 (見込額)	2,217百万円(平成28年度)	1,090百万円(平年度見込額)
使途	<p>【外国人旅行者誘致の新たな展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツイッター、フェイスブック等のSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信等 <p>【魅力を高める観光資源の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人旅行者誘致に向けた観光資源開発等 <p>【受入環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、交通機関等における案内サインの多言語化等 	<p>【受入環境整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者への観光案内、情報提供の充実や強化等魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 ・ 魅力溢れる観光資源づくり等

課税団体	東京都	大阪府
施行年月日	平成14年10月1日 5年ごとに条例の施行状況経済情勢を勘案し、期間延長の措置	平成29年1月1日
その他	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素泊まりの料金 ・素泊まりの料金にかかるサービス料 <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税等に相当する金額 ・宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等） ・民宿やペンションなどは通常は課税対象施設とならない <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税 ※東京オリンピック、パラリンピック開催期間は、課税停止</p>	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される寝具代、入浴料、いわゆる「民泊施設」における清掃料等、また、これらに係るサービス料、奉仕料等を含む <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税等に相当する金額 ・宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等） <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税 ※1室での料金設定の場合は、宿泊料金を宿泊者数で除した額</p>

課税団体	京都市	石川県 金沢市
税目名 (種別)	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
目的等	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と融和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法に規定する旅館業を営む施設への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為 	<ul style="list-style-type: none"> 旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所への宿泊行為 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為
課税標準	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数
納税義務者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行、その他学校行事に参加している者 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者)	特別徴収 (特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む者)
税率	1人1泊について <ul style="list-style-type: none"> 20,000円未満 200円 20,000円以上50,000円未満 500円 50,000円以上 1,000円 	1人1泊について <ul style="list-style-type: none"> 20,000円未満 200円 20,000円以上 500円
収入額 (見込額)	4,560百万円(平年度見込額)	720百万円(平年度見込額)

課税団体	京都市	石川県 金沢市
使途	<p>【住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護、歴史的景観の保全、観光や文化の担い手育成等 <p>【入洛客の増加などに対する受入環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光地案内標識の整備、観光地トイレの拡充等 <p>【京都の魅力の国内外への情報発信の強化】</p>	<p>次の3つの方向性を軸に、毎年度検討</p> <ul style="list-style-type: none"> まちの個性に磨きをかける歴史、伝統、文化の振興 観光客の受入れ環境の充実 市民生活と調和した持続可能な観光の振興
施行年月日	<p>平成30年10月1日 適用期間5年 (施行状況、経済情勢を勘案し、期間延長等の措置)</p>	<p>平成31年4月1日 適用期間5年 (施行状況、経済情勢を勘案し、期間延長等の措置)</p>
その他	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として請求される清掃代、寝具代、入浴代、寝衣及びサービス料、奉仕料等を含む <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税等に相当する金額 宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等） <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税 ※1室での料金設定の場合は、宿泊料金を宿泊者数で除した額</p>	<p>【宿泊料金に含まれるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として請求される清掃代、寝具代、入浴代、寝衣及びサービス料、奉仕料等を含む <p>【宿泊料金に含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税等に相当する金額 宿泊以外に相当する金額（食事、会議室の利用、電話等） <p>※子供でも、1人1泊の料金が1万円以上となる場合は課税 ※1室での料金設定の場合は、宿泊料金を宿泊者数で除した額</p>

課税団体	岐阜県	大阪府 箕面市
税目名 (種別)	乗鞍環境保全税(法定外目的税)	開発事業等緑化負担税(法定外目的税)
目的等	乗鞍地域の環境保全に係る施策に要する費用に充てるため	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持、保全し、向上させるため、開発行為を行う事業者課税し、必要となる施策の展開及び充実に要する費用に充てる
課税客体	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	事業として行う開発行為等
課税標準	乗鞍鶴ヶ池駐車場の自動車で進入する回数	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積
納税義務者	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者(自動車の運転者が、運転者以外の者の行う事業に従事して当該自動車を運転する場合にあっては、事業を行っている者)	開発行為等を行なう事業者
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両 ・駐車場、施設等を整備、管理又は運営するために使用する自動車 ・公益上、その他やむを得ないと認められる用務に使用する自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事業者が同一敷地内で同一事業を継続して行う開発行為等 ・農地及び森林の維持、保全に資する農林漁業用倉庫の開発行為等 ・国又は地方公共団体が行う開発行為等
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:駐車場料金徴収者) ただし、一般乗合用バス等は申告納付	申告納付
税率	以下を運転する者1回につき <ul style="list-style-type: none"> ・乗車定員が30人以上の観光バス 3,000円 ・乗車定員が30人以上の一般乗合用バス 2,000円 ・乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円 ・乗車定員が10人以上の自動車等 300円 	敷地面積(m ²)×0.9×指定容積率×250(円/m ²)
収入額 (見込額)	14百万円(平成28年度)	30百万円(平年度見込額)

課税団体	岐阜県	大阪府 箕面市
使途	徴収から徴収費用を控除して得た額を乗鞍地域の環境保全に充てる ・人が入り込むことによってもたらされる環境負荷の低減策（環境パトロール員やネイチャーガイドの設置等）とその影響調査	森林整備、市外地緑化、農地保全に関する事業や山林所有者・市民による里山保全活動への助成等
施行年月日	平成15年4月1日 3年を目途として必要な改正を行う	平成28年7月1日 施行後10年を目途に見直し規定あり
その他	・車で入り込む人に着目した税であることから、1人当たりの金額を決めて、車種ごとの平均乗車人数を勘案して税率を決定 ・環境に配慮した低公害車の軽減税率も検討したが、「人」に着目している趣旨との整合性が図れないため軽減は行っていない	開発事業等緑化負担税及びふるさと寄附金を「みどり推進基金」に積み立て、山麓保全や市街地緑化の財源に充てる ・平成28年度基金積立額 21,986千円 ・充当事業 山麓保全推進事業 11,250千円 （充当金額）まちなかのみどり支援事業 4,447千円 平成19年までは開発事業者からの公共施設等整備寄附金を財源として良好な自然環境や住環境を維持する事業を実施

課税団体	山梨県 富士河口湖町
税目名 (種別)	遊漁税(法定外目的税)
目的等	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設整備の費用に充てるため
課税客体	河口湖での遊漁行為
課税標準	遊漁行為を行う日数
納税義務者	遊漁行為を行う者
課税免除等	中学校を卒業するまでの者障害者
徴収方法	特別徴収(特別徴収義務者:組合その他の遊漁税の徴収について便宜を有するもので、町長が指定する者)
税率	1人1日につき 200円
収入額 (見込額)	9百万円(平成28年度)
使途	駐車場、公衆便所、河口湖周辺道路その他の施設の整備
施行年月日	平成13年7月1日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1日遊漁券の場合は、遊漁券を購入の際に遊漁税も徴収 ・年間券、シーズン券の場合は、その都度遊漁税券を購入 ・税収は河口湖治水組合に負担金として拠出され、環境の美化、施設整備に使われる

(2) 普通税

課税団体	静岡県 熱海市	福岡県 太宰府市
税目名 (種別)	別荘等所有税	歴史と文化の環境税
目的等	自然環境や立地条件の良さから一戸建て別荘やリゾートマンションの建設が相次いだことにより、生活関連施設（ごみ処理、し尿処理、下水道の整備）や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備などの行政需要が増大したことから、これらの経費の一部を別荘等の所有者に応分の負担をしていただくため	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造する費用に充てるため
課税客体	別荘等の所有	有料駐車場に駐車する行為
課税標準	別荘等の延面積	有料駐車場に駐車する台数
納税義務者	次の家屋の所有者 <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は家族が別荘などとして所有する家屋 ・他人に別荘として貸し付けている家屋 ・旅館業法の許可を受けていない寮、保養所など 	一時有料駐車場の利用者
課税免除		<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者 ・上記の障害者に準ずる者
徴収方法	普通徴収（納期：年4回）	特別徴収（特別徴収義務者：有料駐車場の業者）
税率	1㎡：年650円	<ul style="list-style-type: none"> ・原付自転車を含む二輪車（自転車を除く） 50円／回 ・乗用車（定員10人以下） 100円／回 ・マイクロバス（定員10人超29人以下） 300円／回 ・大型バス（定員29人超） 500円／回
収入額 (見込額)	532百万円（平成28年度）	84百万円（平成28年度）
使途		観光・産業の振興、環境保全等まちづくりのために使用 ＊歴史と文化の環境税運営協議会でだされた意見や提言を踏まえ、目的税的普通税として、使途を明確化した上で活用
施行年月日	昭和51年4月1日 平成28年3月31日更新（適用期間5年）	平成15年5月23日 平成30年5月23日更新（適用期間3年）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の有無にかかわらず、住民票と税申告のない方に課税 ・固定資産税、市県民税均等割（家屋敷課税）は、別途課税 ・徴収費用は、年間約16百万円 	【次の駐車場は除外】 <ul style="list-style-type: none"> ・月極駐車場（住居用、事業所・店舗用、通勤・通学用） ・事業所・店舗等に付随する駐車場（専ら来客用のもの） ・臨時的駐車場（駐車可能台数5台以下または営業日数が年間10日以下）

課税団体	大阪府 泉佐野市	神奈川県 山北町
税目名 (種別)	空港連絡橋利用税 * 関空橋税	砂利採取税 (法定外普通税)
目的等	関西国際空港の玄関都市として相応しいまちづくりのため、空港アクセスのための関連道路の整備などの都市基盤整備を進めてきたその起債償還や空港補完機能としての感染症など高度医療のための病院、空港消防の維持管理費等に充てため	運搬用ダンプカー等の騒音、振動、砂塵、道路損傷等の問題への対処に要する費用に充てる。
課税客体	関西国際空港連絡橋を自動車で行き通して空港を利用する行為	岩石及び砂利の採取
課税標準	関西国際空港連絡橋を自動車で行き通する回数	岩石及び砂利の採取量
納税義務者	関西国際空港連絡橋の通行料金を支払う者	砂利採取業者
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> 関空連絡橋の通行料金を障害者割引が適用される者は1/2減額(50円) 救急車などの緊急車両は免除 	なし
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者：連絡橋の通行料金を収受する者)	申告納付
税率	通行する回数1往復につき 100円	<ul style="list-style-type: none"> 岩石(山砂利) 10円/㎡ 砂利(川砂利) 15円/㎡
収入額 (見込額)	402百万円(平成28年度)	4百万円(平成28年度)
施行年月日	平成25年3月30日 平成30年3月30日更新(適用期間5年)	昭和57年4月1日 平成29年4月1日更新(適用期間5年)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 関空連絡橋料金所において、通行料金と同時に納付 車種に関係なく一律100円の税額 	<ul style="list-style-type: none"> 販売価格に対する税の負担割合は 0.41% 過去に城陽市(京都府)、中井町(神奈川県)、君津市(千葉県)、富津市(千葉県)も法定外普通税として採用